

特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

認可外保育施設

(居宅訪問型保育事業を除く)

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課

令和7年1月7日

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行うことができる。</p>

目 次

1	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1
2	秘密保持等	1
3	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
4	記録の整備	2
5	利用料及び特定費用の額の受領	3
6	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	3
7	施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	4

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関係法令・通知	略称
1	「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)	法
2	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)	府令

項目	基本的な考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
1 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(法第30条の第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)の国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、信条、社会的身分、特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	1 府令第59条	1 差別的取扱いをしている。	C
2 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設もしくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (必要な措置の例) 規程の整備、雇用時の取り決め 等	1 施設等の職員及び管理者が、業務上知りえた施設等利用給付認定子どもまたはその家族の秘密の管理・保管を適切に行っているか。 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	1 府令第60条第1項 1 府令第60条第2項	1 管理・保管を行っていない。 2 管理・保管が不十分である。 1 必要な措置を講じていない。 2 必要な措置が不十分である。	C B C B
3 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。また、この記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者等に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得ておかなければならない。 1 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。 2 特定子ども・子育て支援の提供の記録を整備し、5年間保存しているか。	1 府令第60条第3項 1 府令第54条 2 府令第61条第2項	1 文書により施設等利用給付認定保護者の同意を得ていない。 1 記録していない。 2 記録の内容が不十分である。 3 記録を整備・保存していない。 4 記録の整備・保存が不十分である。	C C B C B

項目	基本的な考え方	観点	関係法令	評価事項	評価
4 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	<p>1 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる帳簿等があるか。(労働条件通知書・契約書、履歴書、資格証の写し等)</p> <p>2 労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。(労働者名簿、賃金台帳、健康診断の実施状況等がわかる書類等)</p> <p>3 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり(または適正に)配置されていることがわかる書類があるか。(出勤簿、タイムカード等)</p> <p>4 施設・設備、面積などが基準に従って整備されていることが確認できる書類があるか。</p> <p>5 施設・設備、備品等が乳幼児の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類があるか。(衛生や安全面等確認している日常の点検表等)</p> <p>6 防災計画、防犯対策、事故発生防止策等、適正に実施されているか分かる書類を整備しているか。(消防計画、消防計画に基づく自主点検表、避難訓練の記録等)</p> <p>7 施設利用者から受領する金銭等を含めた現預金等の出納管理簿があるか。</p>	1 府令第61条第1項	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>2 職員、設備及び会計に関する諸記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者との間に利用料が明記された契約書を締結しているか。また、その契約により定められた利用料を受領しているか。	1 府令第55条第1項	1 契約書を締結していない。 2 契約の内容が不十分である。 3 契約と異なる利用料を徴収している。	C B C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	1 府令第55条 2 府令第57条	1 区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けていない。 2 利用料の受領が不十分である。	C B
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、府令第55条第1項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 特定費用の支払いを求める場合、使途・額・理由について書面により明らかにしているか。 2 施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	1 府令第55条第2項	1 支払を求める事項を書面により明らかにしていない。 2 説明を行い、同意を得ていない。 3 支払を求める書面の記載内容が不十分である。	C C B
6 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、府令第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし府令第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料、特定費用を受領した場合、領収書を交付もしくは口座振替の記録等により管理しているか。この場合、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。	1 府令第56条第1項	1 領収証を交付していない。 2 領収証の交付が不十分である。 3 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない。	C B C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第30条の11第3項の規定により区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、府令第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額を受領した場合、領収証を交付しているか。この場合、利用料の額から、区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分しているか。	1 府令第56条第1項 2 府令第57条	1 領収証を交付していない。 2 領収証の交付が不十分である。 3 利用料の額から区から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載していない。	C B C

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
7 施設等利用給付認定保護者に関する区への通知	3 府令第56条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	1 府令第56条第2項	1 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 2 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B
	4 法第30条の11第3項の規定により区から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、区及び施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。	1 区及び施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を付し、施設等利用費の額を通知しているか。	1 府令第56条第2項 2 府令第57条	1 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額を通知していない。 2 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額の通知が不十分である。 3 特定子ども・子育て支援提供証明書・施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。	C B B
	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。また、この記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、区に通知をしているか。 2 区への通知に係る記録を整備し、保存しているか。	1 府令第58条 2 府令第61条第2項	1 区へ通知していない。 2 記録を整備・保存していない。 3 記録の整備・保存が不十分である。	C C B